

平成30年

仙南地域広域行政事務組合議会定例会会議録

第241回定例会

12月27日開会

12月27日閉会

第 2 4 1 回

仙南地域広域行政事務組合議会定例会会議録

平成 3 0 年 1 2 月 2 7 日 (木曜日)

出席議員(18名)

1番 志村新一郎君	2番 山谷清君
3番 柄目孝治君	4番 星守夫君
5番 佐藤長成君	6番 松崎良一君
7番 菅原研治君	8番 村上満君
9番 佐藤貴久君	10番 丸山勝利君
11番 大沼克巳君	12番 吉野敏明君
13番 高橋たい子君	14番 平間奈緒美君
15番 眞壁範幸君	16番 神崎安弘君
17番 菊池修一君	18番 佐藤吉市君

説明のため出席した者

理事長 滝口茂君	理事長職務代理者 大友喜助君
理事 山田裕一君	理事 村上英人君
理事 小関幸一君	理事 齋清志君
理事 佐藤英雄君	理事 小山修作君
理事 保科郷雄君	助役 岩間利裕君
教育長 船迫邦則君	監査委員 佐藤長壽郎君
会計管理者 加藤弘一君	総務課長 阿部和之君
企画財政課長 水戸卓司君	滞納整理課長 大槻充夫君
介護保険課長 関場幸江君	業務課長 阿部直樹君
消防長 咲間定実君	次長 村上雅浩君
管理課長 佐々木保方君	警防課長 佐久間幸男君
指令課長 梅津祐二君	教育次長 加藤雅章君
業務課長補佐 穴戸清人君	

事務局職員出席者

事務局長 大内豊君	書記 佐藤真由美君
-----------	-----------

議事日程

平成30年12月27日(木) 午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸報告
- 第4 一般質問
- 第5 第15号議案 教育委員会委員の任命について
- 第6 第16号議案 仙南地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 第7 第17号議案 仙南地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第8 第18号議案 仙南地域広域行政事務組合火葬場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第9 第19号議案 平成30年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算(第3号)
- 第20号議案 平成30年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算(第2号)

午前11時24分 閉会

本日の会議に付した事件

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸報告

一般質問

第15号議案 教育委員会委員の任命について

第16号議案 仙南地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第17号議案 仙南地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第18号議案 仙南地域広域行政事務組合火葬場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

第19号議案 平成30年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算(第3号)

第20号議案 平成30年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算(第2号)

午前10時 開会

○議長(柄目孝治君) 皆さん、おはようございます。

暮れの大変忙しい時期に調整をいただきましてお集まりいただきありがとうございます。

開会に先立ちまして、御紹介を申し上げます。

前回の第240回組合議会定例会において御報告いたしました、去る9月11日に七ヶ宿町長選挙が告示され、その結果、小関幸一さんが無投票で当選をされ、引き続き当組合理事に御就任されることとなりました。

また、去る12月11日に丸森町長選挙が告示され、その結果、保科郷雄さんが無投票で当選され、引き続き当組合理事に御就任されることとなりました。

この際、両理事に御登壇の上、御挨拶をいただきたいと思います。

はじめに小関理事、御挨拶をお願いします。

○理事(小関幸一君) ただ今、御紹介をいただきました七ヶ宿町長の小関でございます。

9月に執行されました七ヶ宿町長選挙におきまして2期目の当選を果たすことが出来ました。

選挙に当たりましては、町内外多くの皆様の御支持、御支援をいただきましたことをこの場をお借りしまして感謝を申し上げさせていただきたいと思います。

今後は仙南広域の発展のため、そして、七ヶ宿の発展はもちろんではございますが、七ヶ宿の役割をですね、しっかりと果たしてまいりたいというふうに考えております。

今後ともよろしくお願いを申し上げます。【拍手】

○議長(柄目孝治君) 続いて保科理事、御挨拶をお願いします。

○理事(保科郷雄君) ただ今、紹介いただきました丸森町長の保科でございます。

この12月の町長選挙におきまして、多くの皆様方の御支持をいただきまして、三度町政を担うことになりました。

本日、御参会をいただいております隣接市町の首長さん、そしてまた議長さん、議員さん、多くの皆様方の御支援のおかげだというふうに思っておりまして、心から感謝と御礼を申し上げたいというふうに思います。

今後は仙南地区の発展のために、そしてまた町政発展のために邁進していく覚悟でございますから、今まで以上の御指導、御協力をいただきますこと、よろしくお願いを申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。【拍手】

○議長(柄目孝治君) これより、第241回仙南地域広域行政事務組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により理事長以下関係者の出席を求

めております。

ただ今の出席議員は18名で定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。
本日の会議はあらかじめお配りした議事日程をもって進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(柄目孝治君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において1番志村新一郎君、
4番星守夫君の両名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長(柄目孝治君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会の協議の結果、本日1日といたしたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(柄目孝治君) 異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決定いたしました。

日程第3 諸報告

○議長(柄目孝治君) 日程第3、諸報告を行います。

監査委員から監査結果の報告がありました。

その写しは、お手元にお配りしておりますので、御了承願います。

続いて、理事長より報告があります。

○理事長(滝口茂君) はい。

○議長(柄目孝治君) 滝口理事長。

○理事長(滝口茂君) おはようございます。

それでは私の方から、行政報告をさせていただきます。

本日ここに、第241回仙南地域広域行政事務組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私ともに御多忙中のところ御出席をいただき、提出案件の御審議を煩わすことができますことに、厚くお礼申し上げます。

行政報告といたしましては、はじめに、農林業系廃棄物の試験焼却関係についてであります。

本年11月5日から試験焼却の最終クールとなる第6クールといたしまして、1キログラム当たり8,000ベクレル以下の白石市のほだ木の試験焼却を実施いたしております。

第6クール期間中に受入れたほだ木の放射性セシウム濃度は、最大で1キログラム当たり6,650.8ベクレルであり、試験焼却期間中の放射性セシウム濃度の測定結果といたしましては、煙突排ガスについては不検出、スラグについては1キログラム当たり63ベ

クレル、固化灰につきましては1キログラム当たり 826 ベクレルという結果となっております。

また、空間線量率の測定結果といたしましては、仙南クリーンセンターの敷地境界においては1時間当たり 0.038 から 0.090 マイクロシーベルト、仙南最終処分場の敷地境界においては1時間当たり 0.042 から 0.096 マイクロシーベルトという結果となっております。

これらの測定結果を第1クールから第5クールまでの測定結果と比較いたしますと、固化灰において若干測定値の上昇がみられるものの、いずれも組合独自に定める環境管理基準値以下の値であり、前年度実績の数値と比較いたしましても同程度であることを確認いたしております。

次に、組合及び株式会社仙南環境サービスが行っております二重チェック体制の結果についてであります。

煙突排ガスの測定結果は共に不検出であり、スラグ及び固化灰の放射性セシウム濃度につきましては、双方の測定結果に大きな差異はなく、試験焼却の安全性が確認されたところであります。

今後は、試験焼却の検証結果を踏まえ、国、県及び構成市町と協議を行い本焼却に向けた検討を進めることとしておりますので、引き続き議員各位の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、本年4月及び6月に実施されました、仙南最終処分場延命化事業を含む仙南クリーンセンター整備運営事業に係る会計検査院による会計実地検査の結果についてであります。

まず、同整備運営事業に係る仙南最終処分場の管理事務所棟は、掘り起こしごみの性状分析等を行うためのものであり、処分場の延命化事業を行う上で必要となる施設であります。このことから、当組合といたしましては、交付金の対象事業費に計上していたところであります。

しかし、会計実地検査の結果、当該管理事務所棟は循環型社会形成推進交付金取扱要領に定める廃棄物の処理に直接必要な設備等には該当せず、その設置に要した費用は交付対象事業費に含めることができないとの指摘を受けたものであります。

このことから、交付金額の確定を行う宮城県と会計検査院による協議が行われ、組合に対し交付された循環型社会形成推進交付金 738 万 6,000 円及び構成市町に対し交付されました震災復興特別交付税 1,403 万 3,000 円が過大に交付されたと決定され、当組合に対し、738 万 6,000 円の返還を求められたものであります。

この交付金返還に至った原因といたしましては、組合において交付金事業における交付対象についての理解が十分でなかったこと、また、県の指導が十分でなかったことが原因と考えております。

このような結果となりましたことは、誠に遺憾であり、議員各位におわび申し上げますとともに、今後このような事態を招かぬよう交付金申請に当たりましては、交付金要綱等の確認の徹底を行い、事務を執り行うよう職員に指示したところであります。

また、本件に係る交付金返還金を含む補正予算を本議会定例会に提案しておりますので、よろしくお取り計らいお願い申し上げます。

次に、白石斎苑及び柴田斎苑建替整備運営事業に係る工事の進捗状況についてであります。

はじめに、白石斎苑におきましては、地盤改良工事を終え、現在、建物の基礎工事を施工しているほか、火葬炉設備を工場において製作しているところであり、12月末時点での工事の進捗率は約28パーセントの出来高となっております。

次に、柴田斎苑におきましては、建物に係る全てのコンクリート打設工事を終え、現在、外壁と建物内の仕上工事を進めているほか、火葬炉設備の据付工事を行っており、12月末時点での工事の進捗率は約62パーセントの出来高となっており、両斎苑とも順調に進捗しているところであります。

今後も本事業の進捗状況につきましては、機会あるごとに御報告したいと考えておりますので、議員各位の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、高規格救急自動車の更新配備についてであります。

消防車両につきましては、消防車両整備計画に基づき順次整備を進めているところであります。

本年度は、大河原消防署村田出張所に配備しておりました高規格救急自動車が、取得後、10年が経過し、老朽化が著しいことから更新を図り、本年11月23日から運用を開始したところであります。

最後に、AZ9ジュニア・アクターズ角田公演の結果についてであります。

去る11月24日、25日の両日、かくだ田園ホールを会場に、本年2月の拠点公演作品である「牟宇姫とボクとあの殿様～角田治水史異聞～」を再演いたしました。

今回の公演は、角田市市制施行60周年と牟宇姫お輿入れ400年を記念し、角田市からのお招きを受けて実現したものであります。

この作品は、江戸時代の角田領主石川宗敬とその妻で伊達政宗の二女牟宇姫が阿武隈川の治水工事に奮励努力する史実を基にした物語で、角田の歴史や風土、特産品などを随所に織り込んだ作品であり、2日間の公演におきましては、角田市にお住まいの方を中心に延べ757名の方々に御来場いただき、好評を博したところであります。

また、アクターズは、来年2月の拠点公演に向け、厳しいレッスンに励んでおります。

2月10日、11日の両日、えずこホールを会場に川崎町を舞台とした「かわさき空中食堂ハッピー・オボコンベ」を上演する予定としておりますので、議員各位の御臨席を賜りますようお願い申し上げます。

以上、御報告させていただきます。

日程第4 一般質問

○議長(柄目孝治君) 日程第4、一般質問を行います。

本定例会における一般質問の通告は、1名であります。

なお、議会先例で定められているとおり、発言時間は再質問、再々質問含めて、30分以内とするのを例としております。

残り5分前に1回、終了時に2回ベルを鳴らしますので、御承知願います。

それでは、14番平間奈緒美議員、登壇願います。

○14番(平間奈緒美君) はい。

おはようございます。

通告1号、14番平間奈緒美、大綱2問質問させていただきます。

1問目。消防署建設について進捗状況は

近年、地震による災害や局地的な大雨など、全国各地で甚大な災害が発生しています。

一たび大規模な災害が発生したとき、消防長はじめ消防署員の皆様には、圏域住民の安全、安心を守っていただいているところです。改めて感謝を申し上げます。

消防事務部局内に消防署の建て替えを視野に入れた、消防庁舎建設検討準備委員会が設置され、県内外への先進地視察を始め、様々な災害に対応できる消防署員の訓練施設や圏域住民が防災体験や訓練ができる施設について検討されているところであります。

大規模な災害に対応するための消防署の建て替えは緊急の課題です。災害に強い地域づくりのため、平常時は自主防災組織や消防団の研修、訓練施設として、非常時は緊急防災(消防の言い間違い)援助隊の集結施設を含めた施設が必要となることから、仙南地域に常設の防災教育施設のある消防庁舎建設が望まれます。消防庁舎建設検討準備委員会での進捗状況について質問いたします。

2問目。住宅用火災警報器設置率向上を

消防庁によると、住宅用火災警報器が設置されている場合、住宅火災における被害状況を分析したところ、設置されていない場合に比べ、死者の発生は約4割減、焼損床面積、損害額はおおむね半減した結果となっています。住宅火災による災害(被害の言い間違い)の更なる軽減を図るためにも、住宅用火災警報器の未設置世帯に対しては、条例に従い、早期に住宅用火災警報器を設置することを強く働きかける必要があります。仙南地域広域行政事務組合消防本部管内での住宅用火災警報器の設置率は、平成30年6月1日現在、設置率は88.5パーセント、条例適合率は40.5パーセントとなっています。

火災は一たび起これば、生命、全財産を失う恐れがあります。住宅用火災警報器の条例適合率を上げるための対策について質問いたします。

(1) 条例適合率を上げるためにどんな取り組みをしていますか。

(2) 条例適合率の高い自治体との差を検証していますか。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長(柄目孝治君) 答弁を求める前に平間議員に確認申し上げますが、通告書の内容ですと2ページの冒頭の、非常時は消防援助隊と書かれてあるんですけども、消防と言わないで防災と申されましたよね。

○14番(平間奈緒美君) すみません。大変失礼をいたしました。

○議長(柄目孝治君) 書かれているとおりでよろしいですか。

○14番(平間奈緒美君) はい。

○議長(柄目孝治君) 書かれているとおりでございますので、御確認願います。

それでは、答弁願います。

○理事長(滝口茂君) はい。

○議長(柄目孝治君) 滝口理事長。

○理事長(滝口茂君) 平間議員から御質問がありました、消防庁舎建設検討準備委員会の進捗状況及び住宅用火災警報器の設置率向上につきましては、実務的な事項ですので消防長より答弁いたさせます。

○議長(柄目孝治君) 咲間消防長。

○消防長(咲間定実君) おはようございます。咲間でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、理事長の命により、私から答弁をいたします。

平間議員からの御質問のありました大綱1点目の消防庁舎建設検討準備委員会の進捗状況についてお答えさせていただきます。

当検討準備委員会では、昨年度実施いたしました県内外の先進地調査結果を踏まえ、新たに整備する消防庁舎の規模、財源などについて検討を行い、現在、検討結果の取りまとめを行っているところであります。

これまで検討してまいりました内容といたしまして、はじめに消防庁舎の規模でございます。

先進地調査した新たに整備された庁舎につきましては、災害時の防災活動拠点としての機能を持つ庁舎で、ライフラインが途絶した場合の対策が講じられており、防災ヘリやドクターヘリとの連携活動も行えるヘリポートや自家用給油施設などを整備し、緊急消防援助隊の集結や受援時の活動拠点として整備されていることから、先進地事例を参考に新たに整備する庁舎の機能、施設、設備の内容などについて様々な検討を重ねているところであります。

次に、研修、訓練施設についてであります。先進地の施設と比較いたしますと、現在の当組合の訓練施設は不十分な施設となっております。先進地の施設においては、火災現場で必要な濃煙熱気訓練や煙中通過訓練などを行える施設を備え、また、火災や水

害、山火事で使用する資機材を収納できる倉庫としても活用できる訓練棟となっており
ますことから、そのような施設内容につきましても現在、検討を加えているところであ
ります。

更には、防災教育施設につきましては、昨年度、組合議員の皆様が視察研修した千歳
市のような本格的な防災センターとして整備している例もありますが、このような設備
を整備するには建設費用も維持費も大変な額となっており、庁舎の一部を利用して防災
教育施設としている所もあることなどから、その内容についても検討を加えているもの
です。

次に、新たな庁舎整備における財源につきましては、国の補助事業などについて、継
続的な調査を行っておりますが、該当する補助メニューはなく、構成市町の財政負担軽
減のため、P F I 事業など、様々な事業手法について、今後更に調査・検討を進める必
要があるものと考えております。

また、これまで庁舎建設に伴う用地取得につきましては、消防署を設置する地元市町
において対応していただいておりますこと、また、整備費用につきましては、構成2市
7町に御負担をお願いすることになりますので、地元市町はもとより、構成2市7町の
皆様にも十分に御理解を得て整備する必要があります。

このことから、今後更に庁舎の規模、内容等の精査を行い、これまでの検討結果を早
期に取りまとめ、更に庁舎建設に伴うスケジュールなどを作成し、構成市町の担当課を
交え検討を行い、最終的に理事会に提案できるよう事務を進めてまいりたいと考えてお
ります。

次に、大綱2点目の、住宅用火災警報器設置率向上をとの御質問であります。

はじめに、条例適合率を上げるためにどんな取り組みをしているのかについてお答え
いたします。

住宅用火災警報器の設置につきましては、一般的には市町村の火災予防条例で定めら
れておりますが、当圏域におきましては、当組合の火災予防条例において定めておりま
す。

当組合の条例におきましては、宮城県内の統一した基準に基づき、全ての寝室、台所
及び2階に寝室がある場合はその階段上部にも設置するよう義務付けております。

設置率とは国の調査で定められているもので、各自治体の条例で義務付けられている
設置箇所のうち、1か所以上設置されている世帯の割合をいい、条例適合率とは、その
条例で設置が義務付けられている全ての箇所に設置されている割合をいうものでありま
す。

平間議員御指摘のとおり、平成30年6月1日現在での当本部管内の住宅用火災警報器
の設置率は、88.5パーセント、条例適合率は40.5パーセントとなっております。設置率
の全国平均は81.6パーセント、宮城県は90.5パーセントで全国2位となっており、条例

適合率につきましては、全国平均が66.5パーセント、宮城県が62.3パーセントとなっており、当本部管内は約20パーセントも低い値であります。

このため、当本部といたしましては、条例適合率を上げ、住宅火災による被害軽減を図るため、重点事項として住宅用火災警報器設置の促進を行ってきたところであります。

その主な取り組みとしましては、設置率に比べ条例適合率が半分以下になっていることから、条例で義務付けられている設置箇所全てに設置するよう、当組合のホームページ及び仙南圏域広報誌のエリアマガジンにおいて、広報いたしております。

また、春・秋の火災予防運動期間中には、各市町で開催されるイベントや大型ショッピングセンターなどにおいて、条例適合率向上のチラシ配布を行うなど、各市町及び関係機関の協力を得ながら取り組みを進めております。

当本部独自の取り組みといたしましては、条例適合率向上のPR動画を作成し、組合ホームページへの掲載を行うとともに、防火研修会等での上映も行っております。

更に、関係機関との取り組みといたしましては、防火・防災普及の一環として住宅用火災警報器の無償交付を行っております、一般社団法人宮城県設備協会の住宅用火災警報器普及支援事業に対し、町と連携を図り申請を行った結果、平成28年度に川崎町、今年度は蔵王町に対し、それぞれ600個の住宅用火災警報器が交付され、高齢者住宅や一人暮らし世帯に設置する取り組みを行ってきたところであります。

次に、条例適合率の高い自治体との差を検証しているかとの御質問にお答えいたします。

県内全ての消防本部の条例適合率を調査いたしましたところ、高い水準となっている消防本部は、本年6月の調査時点において、石巻地区広域行政事務組合消防本部が89パーセント、黒川地域行政事務組合消防本部が66パーセント、名取市消防本部が65パーセント、登米市消防本部が57パーセントであります。

その理由を分析いたしますと、東日本大震災からの復興による新興住宅が急増している石巻地区や名取市や、人口増加に伴い新興住宅地が整備されている黒川地区においては、近年の新築住宅には全て条例に適合するよう住宅用火災警報器の設置が義務付けられたことから、条例適合率が高くなっていると推測されます。

また、石巻地区広域行政事務組合消防本部及び気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部におきましては、戸別訪問に力を入れ、数年かけて全戸を調査するような取り組みを行っております。

また、登米市消防本部におきましては、婦人防火クラブ員や消防団員に対し、住宅用火災警報器の設置についての研修を行い、住宅防火アドバイザーや住宅防火防災博士として認定し、その方々が戸別訪問するなどして住宅用火災警報器設置の促進を図っております。

当本部といたしましては、今後、これらの条例適合率の高い自治体の効果のある取組

事例を参考にして、各市町及び消防団や婦人防火クラブと協議、調整を行い、密接に連携しながら条例適合率の向上に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長(柄目孝治君) 14番平間奈緒美君の再質問を許します。

○14番(平間奈緒美君) 御答弁ありがとうございました。

それでは、まず1問目の消防庁舎建て替えについて質問させていただきます。

先ほど御答弁もありましたけれども、現在様々な方面から検討を重ねているというところでございます。

実際に、まずどのくらいの建物を建てるか、敷地面積が分からない事には計画も立てられないのではないかとということもありまして、実際敷地面積どのくらいのものを考えているのかがまず1点。

あと、基金をためているということで、消防施設整備基金積立金というのは今現在積み立てておられると思いますけれども、現在の基金の残高と、現在の額と、あと大体、頭金をどのくらいためたら実際に消防庁舎建設に踏み込めるのか、その点が1点をお聞きしたいと思います。

あと、住宅用火災警報器についてですが、先ほど消防長からも、強い積極的に取り組んでいくというお言葉がございました。

広域のホームページを見ましても白石・柴田の消防署員の方による動画のPRビデオも、私も拝見させていただきました。1分46秒が白石、1分35秒が柴田の消防署ということで、非常に短い動画ではありましたが、インパクトの強い動画となっています。これも、積極的に活用していきますとか答弁ございましたが、もっともっと活用する方法があると思いますが、これについて御意見あったらお願いいたします。

○議長(柄目孝治君) 答弁を求めます。消防長。

○消防長(咲間定実君) お答えいたします。

私からはですね、先ほど答えたことと重複するかも知れませんが、庁舎の規模ということにつきましては、先進地調査した消防庁舎は全て防災拠点の機能を持つ庁舎で、ヘリポートや自家用給油施設などを整備しておりますことから、このような庁舎を念頭にですね検討しているところでございます。御理解を賜りますようお願いをいたします。

それと、積み立てでございますが、現在の積立額は1億1,300万円(1億1,800万円の言い間違い)でございます。この活用については私の方からでなく企画財政課長の方からお願いさせていただきます。

それから、動画の取り組みでございます。色んな消防署で行っております消防訓練とか、防火指導研修会そのような会場ですら、積極的に住警器の設置取り組みを広めるとともに、防火動画を活用して設置率向上に努めてまいりたいと、このように考えております。よろしくお願いいたします。

○議長(柄目孝治君) 水戸企画財政課長。

○企画財政課長（水戸卓司君） それでは、先ほどの基金の現在高と、それからどれくらいためたら庁舎建設できるのかという御質問にお答えさせていただきます。

現在、消防署の建設用の基金といたしまして、消防施設整備基金を積立てをしております。現在、先ほど消防長がお答えしたように、1億1,800万円ほどの現在高がございます。

それで、仮に10億円の庁舎を建てた場合は地方債制度が75パーセントでございますので残り25パーセント分、2億5,000万円ぐらいの基金があれば建てられるのかなというふうなことを考えております。また、庁舎建設の規模が6億円ぐらいになりますと、75パーセントの地方債が適応になりますので約1億5,000万円ぐらいの基金が積み立てできれば庁舎建設の方に進めるのかなというふうには考えているところであります。

以上になります。

○議長（柄目孝治君） 14番平間議員。

○14番（平間奈緒美君） はい。御答弁ありがとうございます。

規模が決まらないうち、まずどうしようもないということはわかりました。

では、この消防庁舎建設検討準備委員会、まず、準備委員会という名称が何ですけども、実際この準備が取れないことには検討することもできないのかなと思っております。いつ頃、この準備が取れてこの検討委員会になるのかが一つ。

住宅用火災警報器、防火クラブとの連携がやはり一番必要なのかなと思います。その防火クラブとの連携をどのように考えているのか、それについて伺います。以上です。

○議長（柄目孝治君） 助役。

○助役（岩間利裕君） それでは、平間議員の再々質問にお答えします。

1点目の消防庁舎の建設関係ですが、先ほど消防長からも答弁いたしましたように、消防本部の方で今盛んに検討を加えているということで、今後どのようなスケジュールで本格的な庁舎建設までいけるかというところを、現在、様々検討を加えております。

現在そういった前段のものでありますので、いつ頃ということにはちょっと今のところまだ明言できないところであります。

また、庁舎の問題はですね、先ほど消防長が答弁したように、土地そのものも地元市町にお願いをするということになりますと、その規模等についても各市町のところと十分に調整をしながらですね、どの程度の規模がいいかということも含めて検討しないと、なかなか規模から最初決めるという訳にはいかないというふうなことで、様々な検討を今加えているというところでございます。

2点目につきましては消防長の方から答弁させます。以上です。

○議長（柄目孝治君） 消防長。

○消防長（咲間定実君） 平間議員にお答えします。

婦人防火クラブとの連携でございますけれども、まずはやっぱり効果があるというこ

とで、戸別訪問が非常に効果があると考えております。ですので、婦人防火クラブ、消防団の皆さんとともに、一緒になってですね戸別訪問の数を増やしていきたいと、このように考えております。そこからスタートしたいと、このように考えております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(柄目孝治君) 以上で、14 番平間奈緒美君の一般質問を終わります。

これをもって、今定例会における一般質問を終結いたします。

日程第5 第15号議案 教育委員会委員の任命について

○議長(柄目孝治君) 日程第5、第15号議案、教育委員会委員の任命についてを議題いたします。

ここで、暫時休憩し議員全員協議会を開きたいと思います。

議員の方々は議員控室にお集まり願います。

暫時休憩いたします。

午前10時38分 休憩

午前10時42分 再開

○議長(柄目孝治君) 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

第15号議案、教育委員会委員の任命について提案理由の説明を求めます。

○理事長(滝口茂君) はい。

○議長(柄目孝治君) 滝口理事長。

○理事長(滝口茂君) 第15号議案、教育委員会委員の任命について、提案理由の御説明を申し上げます。

当組合の教育委員会委員でありました菅原紀治君より退職したい旨の申し出があり、本年11月29日付で教育委員会及び理事会において、これに同意いたしております。

このため、当組合の教育委員に欠員が生じたので、新たに七ヶ宿町教育委員会教育長である阿部誠君を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

同君は、長らく学校教育に従事され、本年10月から七ヶ宿町教育委員会教育長の職にあり、人格高潔にして学術及び文化に高い識見を有しておりますので、当組合の視聴覚教育並びに仙南圏域の芸術文化を推進するには最適任の方と存じます。

なお、委員としての任期は、前任者の残任期間であります平成33年3月31日までとなっております。

何とぞ、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長(柄目孝治君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認め質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議会先例により討論を省略いたします。

直ちに採決に入ります。

ただ今、議題となっております、第15号議案、教育委員会委員の任命については、これに同意することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柄目孝治君） 起立全員であります。

よって、第15号議案は、これに同意することに決定いたしました。

ただ今、教育委員会委員の任命について同意されました阿部誠君から、挨拶したい旨申し出がありますので、これを許します。

登壇の上御挨拶をお願いします。

〔教育委員 阿部誠君 入場〕

○教育委員（阿部誠君） セッ宿町教育委員会教育長の阿部誠です。

ただ今、仙南広域行政事務組合の教育委員に、御承認いただきましてありがとうございます。

微力ではございますけれども、誠心誠意努めてまいりたいと思います。

どうぞよろしくお願いします。【拍手】

〔教育委員 阿部誠君 退場〕

日程第6 第16号議案 仙南地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（柄目孝治君） 日程第6、第16号議案、仙南地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事長から提案理由の説明を求めます。

○理事長（滝口茂君） はい。

○議長（柄目孝治君） 滝口理事長。

○理事長（滝口茂君） 第16号議案、仙南地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本年8月、人事院は国会及び内閣に対し、一般職の国家公務員に関する給与改定を勧告しております。

この勧告に鑑み、国は一般職の給与法を改正し、特別職の給与法についても一般職に

準じた改正を行っております。

このことから当組合助役の期末手当について、国に準拠した改定を行うものであります。

詳細については、担当課長より説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長(柄目孝治君) 続いて詳細説明を求めます。

阿部総務課長。

○総務課長(阿部和之君) 第16号議案、組合特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、理事長の命により詳細説明を申し上げます。

この条例は、理事長の提案理由にありますとおり、国に準拠し、助役の期末手当の支給率の改定を行うものであります。

参考資料の1ページをお開き願いたいと思います。

こちら条例改正の新旧対照表になります。

まず、第1条関係になります。

第4条で定めております期末手当につきまして、100分の5、0.05月の引上げを行い、年間の支給月数を3.30月から3.35月にいたそうとするものであります。

なお、本年度の支給に当たりましては、引き上げた0.05月分を12月に支給する期末手当に配分しようとするものであります。

次に、第2条関係の新旧対照表を御覧願いたいと思います。

第1条関係の改正におきまして、期末手当の年間の支給月数を3.35月に引き上げておりますが、平成31年度以降の支給に当たりましては、それを6月期及び12月期において均等に支給するために、支給月数を100分の167.5、1.675月に改めるものでございます。

なお、第1条関係は公布の日から施行し、本年12月1日から適用、第2条関係は、平成31年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で、詳細説明を終わります。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長(柄目孝治君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第16号議案、仙南地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のものの給与及

び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柄目孝治君） 起立全員であります。

よって、第 16 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 7 第 17 号議案 仙南地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（柄目孝治君） 日程第 7、第 17 号議案、仙南地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事長から提案理由の説明を求めます。

滝口理事長。

○理事長（滝口茂君） 第 17 号議案、仙南地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

国は、人事院勧告に基づき一般職の国家公務員について、若年層に重点を置いた給料表の引き上げを行い、また、ボーナスについても同様に引き上げる給与の改定等を実施いたしております。このことから、当組合におきましても、国及び構成市町に準じ、本年 4 月に遡り、一般職職員の給料表を改定するとともに、勤勉手当の支給割合等を改定するものであります。

詳細については、担当課長より説明いたさせますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（柄目孝治君） 続いて詳細説明を求めます。

○総務課長（阿部和之君） はい。

○議長（柄目孝治君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部和之君） 第 17 号議案、組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、理事長の命により詳細説明を申し上げます。

この条例は、理事長の提案理由にありますとおり、人事院勧告に伴い、国及び構成市町に準じ、一般職職員の給料表、ボーナスなどの改定を行うものであります。

参考資料の 2 ページを御覧願いたいと思います。

こちら第 1 条関係の新旧対照表となります。

第 1 条関係では、まず、第 19 条第 1 項におきまして、宿日直手当を 4,200 円から 4,400 円に改めております。

これは勤務 1 回に係る支給額の限度を引き上げるものでございます。

次に、第 21 条第 2 項におきまして、ボーナスの支給割合の改定を行っております。

再任用職員以外の職員及び再任用職員のボーナスにつきましては 100 分の 5、0.05 月

の引き上げを行い、再任用職員以外の職員のボーナスの支給月数を年間 4.40 月から 4.45 月に、再任用職員のボーナスの支給月数を年間 2.30 月から 2.35 月にいたそうとするものです。

なお、本年度の支給に当たりましては、引き上げ分をそれぞれ 12 月に支給する勤勉手当に配分しようとするものであります。

次に、参考資料の 4 ページから 9 ページまでになりますが、給料表の改定を行っております。

給料表につきましては、若年層を重点的に引き上げ、全体で平均 0.2 パーセント引き上げるよう、別表第 1「行政職給料表」及び別表第 2「消防職給料表」の改正を行うものであります。

次に、10 ページの第 2 条関係の新旧対照表を御覧願いたいと思います。

第 20 条第 2 項及び第 3 項になりますが、来年度以降の期末手当の支給につきましては、6 月期と 12 月期の支給月数を均等になるよう改正し、再任用以外の職員は 100 分の 130、1.30 月に、再任用職員については 100 分の 72.5、0.725 月に改めるものです。

次に、第 21 条第 2 項になりますが、第 1 条関係の改正におきまして勤勉手当の年間の支給月数を 0.05 月引き上げておりますが、平成 31 年度以降の支給に当たりましては、それを 6 月期及び 12 月期において均等に配分するため、支給月数を改めるものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行し、第 1 条関係の給料表の改正は平成 30 年 4 月 1 日から適用、ただし、勤勉手当に係る改正は本年 12 月 1 日から適用し、第 2 条関係は、平成 31 年 4 月 1 日から施行しようとするものであります。

以上で、詳細説明を終わります。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長(柄目孝治君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」の声)

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第 17 号議案、仙南地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(柄目孝治君) 起立全員であります。

よって、第 17 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 8 第 18 号議案 仙南地域広域行政事務組合火葬場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(柄目孝治君) 日程第 8、第 18 号議案、仙南地域広域行政事務組合火葬場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事長から提案理由の説明を求めます。

○理事長(滝口茂君) はい、議長。

○議長(柄目孝治君) 滝口理事長。

○理事長(滝口茂君) 第 18 号議案、仙南地域広域行政事務組合火葬場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、斎苑の建て替えに伴う設置位置の変更及び斎苑使用料の改定等に係る条例の改正案であります。

はじめに、斎苑の設置位置の変更についてであります。新斎苑の供用開始に併せ、建て替え後の位置に改めるものであります。

次に、斎苑使用料につきましては、これまで構成市町内に住所を有する者が使用する場合は無料としておりましたが、受益者負担の観点から死亡者等の住所の区分により使用料を徴収することとし、斎苑使用料を改定するものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明いたさせますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長(柄目孝治君) 続いて詳細説明を求めます。

○総務課長(阿部和之君) はい。

○議長(柄目孝治君) 阿部総務課長。

○総務課長(阿部和之君) 第 18 号議案、組合火葬場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、理事長の命により詳細説明を申し上げます。

この条例は、理事長の提案理由にありますとおり、これまで構成市町内に住所を有する者が使用する場合には、斎苑使用料を無料としておりましたが、受益者負担の観点から死亡者等の住所の区分により使用料を徴収することとし、斎苑使用料を改定するものであります。

これまで、死亡者又は申請者の住所が構成市町内か否かで使用料が無料か有料かを判断しておりましたが、来年 4 月からは死亡者等の住所の区分により、使用料を徴収することになるものであります。

参考資料の 12 ページを御覧いただきたいと思います。こちらの第 5 条になります。

このことから第 5 条の方を、斎苑の使用の許可を受けた者は、死亡者等の住所の区分により、別表に定める使用料を納入しなければならない、と改めております。

次のページの上段の改正案の別表を御覧いただきたいと思います。

こちら、斎苑使用料の表となっております。適用区分の下欄を御覧いただきたいと思います。

死亡者等の住所が構成市町内にある場合につきましては、15歳以上の死体の火葬の場合は1万円を徴収し、死亡者等の住所が構成市町以外にある場合については、15歳以上の死体の火葬の場合は4万円を徴収するよう斎苑使用料を改定するものでございます。

この金額の根拠といたしましては、構成市町内の場合は電気、燃料等の実費相当額を徴収することとし、構成市町以外の場合はその実費相当額に施設の維持管理費、施設運営に係る人件費を加えた原価相当額を徴収するよう、斎苑使用料を改定するものであります。

その他の適用区分ごとの斎苑使用料は御覧のとおりとなっております。

次に14ページの備考の2を御覧いただきたいと思います。

死亡者等の住所の区分の考えであります、イの死体の場合については、死亡者の死亡時の住所で構成市町内か否かを判断することになります。

但し、構成市町の介護保険の被保険者であった者又は構成市町の介護給付等の支給決定を受けていた者については、構成市町内に住所を有するものとみなすこととしております。

次に、ロの死胎児の場合は、父母の住所。ハの改葬の場合は、埋葬されている墓地の住所。ニの肢体のみの場合は、それを有していた者の住所。ホの分べん汚物の場合は、産婦の住所。

これらの区分により、構成市町内か構成市町以外かの使用料金を納めていただくことになります。

そのほかの改正といたしましては、戻りまして12ページお開きいただきたいと思います。こちらの第2条になりますが、理事長の提案理由にありますとおり、新白石斎苑・新柴田斎苑の供用開始に併せ、両斎苑の位置の変更を行っております。

次に、第2条の2を追加いたしております。

これまで規則で定めておりました、斎苑の使用時間及び休所日について、条例で定めるため第2条の2を加えるものです。

これは、地方自治法により義務や権利の制限等については条例で定めることとなっておりますことから、今回の改正に併せ、条例に規定するものでございます。

その他、条文の整理を行っております。

なお、この条例は、平成31年4月1日から施行し、白石斎苑の住所の変更は施設の供用開始日に合わせ、平成31年10月1日から施行しようとするものであります。

以上で、詳細説明を終わります。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長(柄目孝治君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第 18 号議案、仙南地域広域行政事務組合火葬場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(柄目孝治君) 起立全員であります。

よって、第 18 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 9 第 19 号議案 平成 30 年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算(第 3 号)

第 20 号議案 平成 30 年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算(第 2 号)

○議長(柄目孝治君) 日程第 9 第 19 号議案、平成 30 年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算(第 3 号)及び第 20 号議案、平成 30 年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算(第 2 号)を一括議題といたします。

理事長から提案理由の説明を求めます。

○理事長(滝口茂君) はい。

○議長(柄目孝治君) 滝口理事長。

○理事長(滝口茂君) 第 19 号議案、平成 30 年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算(第 3 号)及び第 20 号議案平成 30 年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算(第 2 号)の 2 議案について、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

はじめに、一般会計の補正予算であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 761 万 5,000 円を追加し、予算の総額を 56 億 3,644 万円にいたそうとするものであります。

補正予算の概要であります。歳出予算では、人事院勧告に伴う人件費の補正を行い、入札執行残の減額を行いましたほか、将来における財政負担の軽減を図るため財政調整基金等への積立金を計上いたしております。

また、行政報告で申し上げましたとおり、会計実地検査に伴う交付金返還金 738 万

6,000 円を計上いたしておりますので、よろしくお取り計らい願います。

次に、歳入予算では、白石斎苑及び柴田斎苑建替整備事業において宮城県市町村振興資金の借り入れが見込めることから組合債を増額するとともに、仙南クリーンセンターの売電収入において増収が見込まれることから 3,830 万円の増額補正を行っております。

そのほか、分担金及び負担金におきまして、市町負担金を 1 億 220 万円減額し、構成市町の負担軽減に努めるとともに、徴税费及び衛生費負担金において前年度の実績割の精算、消防費負担金では基準財政需要額の精算を併せて行ったところであります。

次に、繰越明許費を設定いたしております。

これは、今年度に発注いたしました角田衛生センターし尿処理施設に係る汚泥脱水設備他補修工事において、脱水設備に使用する部品を製作する工場が本年 7 月の西日本豪雨により被災し、年度内での工事の完成が見込めないことから予算の繰越しをいたそうとするものであります。

次に、債務負担行為の補正では、本年度末で契約期間が満了する白石、七ヶ宿、あぶくま及び川崎斎苑に係る火葬業務委託料を追加するものであります。

なお、白石斎苑の火葬業務委託料につきましては、新斎苑が平成 31 年 10 月 1 日から供用開始となりますことから、同年 9 月末日までの契約といたそうとするものであります。

次に、地方債の補正では、斎苑建替整備事業において 7,020 万円を増額し、消防施設整備事業では入札執行残により 340 万円減額の補正を行うものであります。

最後に、仙南芸術文化センター特別会計補正予算であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8 万 6,000 円を追加し、予算の総額を 1 億 6,221 万 8,000 円にいたそうとするものであります。

補正の詳細については、担当課長より説明いたさせますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（柄目孝治君） 続いて詳細説明を求めます。水戸企画財政課長。

○企画財政課長（水戸卓司君） それでは、理事長の命により、第 19 号議案及び第 20 号議案の詳細説明を申し上げます。

補正予算書の 1 ページをお開き願います。

第 19 号議案、平成 30 年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第 3 号）でございます。

今回、歳入歳出予算の総額にそれぞれ、761 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 56 億 3,644 万円といたそうとするものでございます。

はじめに 10 ページ、11 ページお願いいたします。

歳入の補正となります。1 款分担金及び負担金の補正額は、1 億 233 万 6,000 円の減額で、内訳といたしましては、1 目市町負担金が、1 億 220 万円の減額、2 目消防費の

財源となっており、東日本高速道路株式会社負担金が、救急隊1隊当りを維持する経費の引下げにより13万6,000円の減額となっております。

中頃の市町負担金内訳書を御覧いただきたいと思います。

徴税費、それから、仙南リサイクルセンター及びし尿処理施設につきましては、前年度実績確定に伴う実績割負担金の精算を行っております。

白石斎苑及び柴田斎苑については、宮城県市町村振興資金の借入れに伴い負担金をそれぞれ減額しているものでございます。

仙南クリーンセンターでは、売電収入の増収分の見込みにより3,200万円減額しております。

消防費負担金につきましては、消防費に係る基準財政需要額の確定に伴う精算を行っております。

続きまして、12、13ページお願いいたします。

2款使用料及び手数料では、496万8,000円追加しております。

この追加となりました主な理由でありますが、2項2目1節の仙南クリーンセンターごみ処理手数料でございまして、こちらは、平成30年度上半期で見込んでおりました以上に、一般の方や許可業者の搬入の増加により523万3,000円追加いたしましたものでございます。

逆に動物死体焼却手数料では、持込み者の減の見込みから30万5,000円の減額としてございます。

続きまして、3款国庫支出金1項1目1節衛生費補助金に1万6,000円の減額としてございます。これは、仙南最終処分場における放射能測定委託料に係る補助金でございまして、契約執行残分が減額となるものでございます。

2目1節の消防費補助金では、原子力災害避難指示区域消防活動費交付金6万8,000円を追加してございます。本年5月25日福島県川内村で行われました、大規模災害等対応訓練に係る実費額に対して交付されることでの追加でございまして。

続きまして、14・15ページお願いいたします。

5款財産収入2項1目1節物品売払収入に918万1,000円追加しております。

主に、仙南リサイクルセンターで処理をしておりますペットボトルの売却単価の値上がりによる増収を見込んでいるものでございます。

続きまして2目の不動産売払収入1節立木売払収入では、白石斎苑建設用地の立木売払の分でございます。

16・17ページをお願いいたします。

6款繰入金1項1目1節財政調整基金繰入金では、1,043万7,000円減額してございます。

これは、介護保険課、それから業務課、仙南リサイクルセンターにおいて、人件費の

減額や契約執行残、また収入増の見込みにより繰入れを要しなくなったことにより減額をいたしたものでございます。

白石斎苑・あぶくま斎苑・柴田斎苑においては、火葬用灯油の値上がりによりまして追加いたしたものでございます。

また、教育委員会では、職員の配置替えにより歳出の方の人件費、こちら増額となりましたので、こちらに対応するために追加いたしたものでございます。

2節のふるさと市町村圏基金繰入金については、組合エリアマガジン印刷代、それからA Z 9ジュニア・アクターズ養成委託料の契約執行残による減額でございます。

続きまして、18・19ページをお願いいたします。

8款諸収入3項2目1節雑入に、3,934万6,000円追加しております。

内訳ですが、宮城県派遣職員負担金14万6,000円の追加については、宮城県消防学校と防災課に派遣している職員の給与改定に係る増額分でございます。

次の消防広域応援交付金78万1,000円の追加は、本年9月北海道胆振東部地震の発生により、当消防本部から、緊急消防援助隊を派遣いたしました経費に対しての交付金でございます。次のクリーンセンター売電収入では、精査によりまして3,830万円の増収を見込んでおるところでございます。

以上が歳入の補正の内容でございます。

続きまして22・23ページをお願いいたします。

歳出につきましては、主なもののみの説明とさせていただきます。

2款総務費1項1目一般管理費では、100万1,000円減額してございます。

主に、9節の研修旅費及び14節の自動車借上料の減額によるものでございまして、これは、平成30年度理事研修視察の未実施による減額分でございます。また、この一般管理費では、総務課、企画財政課、会計課の職員の人件費を計上しております。このうち、今回の給与条例改正による増額分が42万円でございます。

今回、給与条例改正に伴い、一般会計全体では755万5,000円の増額となりましたが、職員の中途退職、死亡退職などにより、人件費総額では、1,046万8,000円の減額となっているものでございます。

組合の場合、それらの増減をそれぞれの所属ごとに計上しているものでございます。

続きまして、32・33ページをお願いいたします。

4款衛生費1項保健衛生費では、業務課及び5つの斎苑に係る経費の補正になります。

1目保健衛生総務費では、7節の賃金におきまして、10月からの臨時人夫賃金を減額いたしまして、それから15節工事請負費では川崎斎苑の待合室等改修工事の入札執行残分を減額したことにより目で減額となったものでございます。

続きまして、36・37ページをお願いいたします。

2項清掃費では、ごみ処理施設及びし尿処理施設の補正予算となります。

1 目清掃総務費 2,422 万 3,000 円追加いたしております。主に、23 節償還金、利子及び割引料におきまして、会計検査院による会計実地検査に伴う循環型社会形成推進交付金の返還金 738 万 6,000 円、こちらの方追加してございます。

25 節積立金では、仙南クリーンセンター財政調整基金積立金として 1,400 万円、それから、し尿処理施設の方では 700 万円を追加してございます。これは、今後事業費の増額が見込まれることから積み立ていたしたものでございます。

続きまして、42・43 ページをお願いいたします。

消防費の補正になります。1 目常備消防費の 2 節給料、3 節の職員手当等では、採用辞退や中途退職などで職員 3 名減となったことから減額となったものでございます。

11 節需用費では、消防車両の燃料費におきまして燃料単価の値上げにより増額となっております。

44・45 ページをお願いいたします。

25 節の積立金では、消防署庁舎建設用財源といたしまして、消防施設整備基金の方へ 1,500 万円を追加いたしてございます。

続きまして、46・47 ページをお願いいたします。

6 款教育費になります。2 目の事務局費では、職員の配置替えによりまして、2 節の給料、3 節職員手当等の人件費が増額となったものでございます。この増額の財源といたしましては、財政調整基金から繰入れを行っているところでございます。

次に、第 2 表の債務負担行為補正及び第 3 表地方債補正については、理事長の提案理由のとおりでございますので省略させていただきたいと思えます。

以上が、第 19 号議案の一般会計補正予算（第 3 号）となります。

続きまして、61 ページをお願いいたします。

第 20 号議案、平成 30 年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算（第 2 号）でございます。

今回、歳入歳出予算の総額に 8 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 1 億 6,221 万 8,000 円といたそうとするものでございます。

68・69 ページをお願いいたします。歳入の補正となります。

1 款事業収入 1 項 1 目 1 節仙南芸術文化センター事業収入では、えずこホール友の会の会員数において、当初で見込んだ会員数から 41 名の増が見込まれることから 8 万 6,000 円追加したものでございます。

この追加による個人会員、家族会員は併せて 691 名の会員を見込むものでございます。

続いて、70・71 ページをお願いいたします。歳出の補正となります。

1 目仙南芸術文化センター費では、671 万 5,000 円の減額でございます。

主に、2 節給料、3 節職員手当等、4 節共済費については、職員の配置替えにより減額となったものでございます。

11 節需用費では、空調用灯油の単価の値上げによりまして、追加いたしましたものでございます。修繕料では、施設の維持補修費の追加により増額してございます。

13 節委託料及び 15 節工事請負費では、入札執行残等により減額をしてございます。

以上が、第 20 号議案仙南芸術文化センター特別会計補正予算(第 2 号)でございます。

以上で、第 19 号議案、第 20 号尾議案の詳細説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(柄目孝治君) 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。(「なし」の声) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。(「なし」の声) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第 19 号議案、平成 30 年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算(第 3 号)を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(柄目孝治君) 起立全員であります。

よって、第 19 号議案は、原案のとおり可決されました。

続いて第 20 号議案、平成 30 年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算(第 2 号)を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(柄目孝治君) 起立全員であります。

よって、第 20 号議案は原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもちまして、第 241 回仙南地域広域行政事務組合議会定例会を閉会いたします。

どうも御苦勞様でございました。

午前 11 時 24 分 閉会

以上、会議の顚末を記録し、その正当なることを証するため署名する。

平成30年12月27日

仙南地域広域行政事務組合

議会議長 柄 目 孝 治

署名議員 志 村 新 一 郎

署名議員 星 守 夫

